

弁護人の主張「見える」工夫したい

かつて、新聞やテレビが注目する刑事事件を担当したとき、傍聴席を意識して弁護をしたことがありません。普通なら書面のみで伝えることを口頭で説明したり、分かりやすい言葉を使ったりしました。

ある日、裁判を初めから傍聴していた一般の方から声をかけられました。その裁判の感想を話してくれたのですが、ポイントを理解してお

り、「弁護人の主張が伝わっているな」と思いました。裁判所の認定では認められなかった点についても分かってくれました。

このときの経験から、わかりやすく主張すれば伝わるし、適切な判断をしてもらえるとの思いがあります。裁判官のみの裁判に比べて、よりよい裁判になる期待もあります。その前提として、わかりやすく、「伝わる」審理にする必要があります。

す。専門用語が飛び交い、書面のやりとりが多かった今までの法廷を改めようと、弁護士も研修を重ねています。

ドラマで、弁護士が「異議あり」と言う場面がありますね。実際はあまり異議を言ってこなかったのですが、質問の仕方によっては伝わり方も変わるので、「適切な異議を言う」という研修もしています。

弁護人の意見も、ただ書面を読み上げていたのを改めます。個条書きや図を利用して画面に映し出す、というのもその一つです。

このような活発でわかりやすい裁判なら、傍聴しても面白いと思います。既に一部の重大事件では裁判員裁判を意識した法廷が開かれています。ぜひ一度傍聴してみたいですね。



愛知県弁護士会 刑事弁護委員長
鈴木 典行さん(57)

すずき・のりゆき 85年弁護士登録。中部弁護士会連合会刑事弁護委員会委員長などを歴任。今年4月から現職。愛知県出身。

ようこそ 裁判員